

仕 様 書

1 業務件名

防衛大学校内における現金自動預払機（以下「ATM」という。）の設置及び運用

2 業務内容

ATMの設置及び運用

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛大学校福利厚生施設検討委員会の審査を得て、防衛大学校総務部厚生課長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、ATMの設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならぬ。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（役員または支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の排除、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙にATMの設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

本部庁舎地下1階 建物：年額約37,000円／m²（消費税込）

なお、上記使用料は令和7年度単価であり、毎年度見直しをする。正式に使用許可申請書が提出された時点で乙が決定する。

また、国有財産使用料は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局の歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

7 光熱料

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱料を負担しなければならない。また、期限までに納付しなかった場合には、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

(1) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

ただし、甲及び丙が必要と判断した場合には、一度に限り5年を超えない期間で国有財産を更新することができる。

(2) 業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

(3) ATMの設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任においてATMを管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理、その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他の業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出すること。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) ATMの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱料の他、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要的都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

17 国有財産使用許可面積

別図参照

18 営業日、営業時間等

(1) 営業日

原則として、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。

(2) 営業時間

次の時間は必ず営業するものとし、それ以外の時間については、任意又は別途協議する。

平 日：9時～18時

土日祝日：9時～17時

別図

平 面 図
(防衛大学校 本部庁舎)

地下 1 階

